

コロナ禍をともに乗り越えるために

新型コロナウイルス感染症に関する

各種支援制度のお知らせ

# 今帰仁村民の みなさまへ

新型コロナウイルス感染症の感染が確認された方や経済的影響を受けられた方にお見舞い申し上げます。

今帰仁村では、コロナ禍の村民生活支援や経済対策等に部局横断で取り組む庁内組織「今帰仁村コロナ禍対策班」を設置し、国や沖縄県並びに今帰仁村が実施する支援事業の情報等を提供しております。

お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にお問い合わせください。

◆今帰仁村コロナ禍村民活動対策支援室

事業継続・雇用関係・休業・無給・減給等による生活への不安や生活資金の不足、納税や保険納付等でお困りの皆様への支援を実施します。

(令和3年3月1日現在)

発行 今帰仁村コロナ禍村民活動対策支援室

# 目 次

<b>1</b>	<b>すべてのみなさまに</b>	<b>P1</b>
No.1	特別定額給付金	P1
No.2	今帰仁村家計支援対策給付金	P1
<b>2</b>	<b>子育て世帯やひとり親世帯</b>	<b>P1</b>
No.3	今帰仁村子育て応援特別定額給付金	P1
No.4	子育て世帯への臨時特別給付金	P1
No.5	ひとり親世帯臨時特別給付金	P1
<b>3</b>	<b>休業により収入減</b>	<b>P1</b>
No.6	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金	P1
No.7	小学校等の臨時休業に対応する保護者支援	P2
No.8	生活保護制度	P2
No.9	生活困窮者自立支援事業	P2
<b>4</b>	<b>収入減により家賃が払えない</b>	<b>P2</b>
No.10	住居確保給付金	P2
<b>5</b>	<b>感染又は感染の疑いで無給や減給</b>	<b>P2</b>
No.11	国民健康保険及び後期高齢者医療の傷病手当金	P2
<b>6</b>	<b>学業の継続が厳しい</b>	<b>P3</b>
No.12	学生支援緊急給付金	P3
<b>7</b>	<b>医療従事者・介護事業所・障害福祉事務所に勤務している方</b>	<b>P3</b>
No.13	新型コロナウイルス感染症対応介護事業所従事者慰労金	P3
No.14	新型コロナウイルス感染症対応介護事業所従事者慰労金（障害分）	P3
No.15	新型コロナウイルス感染症対応救護施設従事者慰労金	P3
No.16	新型コロナウイルス感染症対応介護事業所従事者慰労金（医療分）	P3
<b>8</b>	<b>その他</b>	<b>P4</b>
No.17	今帰仁村特別定額見舞金事業	P4
<b>9</b>	<b>税金や保険料等が払えない</b>	<b>P5</b>
No.18	徴収猶予の「特例制度」	P5
No.19	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免	P5
No.20	後期高齢者医療保険料の徴収猶予	P5
No.21	介護保険料の減免	P5
No.22	介護保険料の徴収猶予	P5
No.23	今帰仁村育英資金の返還猶予及び返還計画の見直し	P6
No.24	村営住宅の家賃等の減免・徴収猶予	P6
No.25	公共料金等の猶予（電気・ガス料金等の支払い）	P6
No.26	国民年金保険料の免除	P6
No.27	国民年金保険料の学生納付特例	P6
No.28	国の高等教育修学支援制度（授業料等免除・減額、給付型奨学金の支給）	P6
No.29	自然災害による被災者の債務整理	P6

## 10 収入減（アルバイト含む）によりお金を借りたい・・・・・ P7

No.30 生活福祉資金特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）

P7

## 11 子育て・教育支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P8

No.31	新型コロナウイルス感染症流行下妊産婦支援事業	P8
No.32	養育支援訪問事業	P8
No.33	沖縄県教育支援体制整備事業	P8
No.34	学校保健特別対策事業	P8
No.35	学校教育活動再開支援事業	P8
No.36	子ども・子育て支援事業の継続について	P8
No.37	GIGAスクールネットワーク整備事業	P8
No.38	GIGAスクール情報機器整備事業	P8
No.39	GIGAスクール構想推進事業(WiFiルーター・センター配置)	P8

## 12 感染症対策等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P9

No.40	保健事業における感染予防対策事業	P9
No.41	感染防護衣等購入事業	P9
No.42	テレワーク環境整備事業（村職員）	P9
No.43	避難所感染症対応物資整備事業	P9
No.44	今帰仁村新型インフルエンザ感染症防止事業	P9
No.45	救急車両の新型コロナウイルス感染防止対策事業	P9

## 13 サービス等・・・・・・・・・・・・・・・ P10

No.46	超高速通信サービス整備事業	P10
No.47	今帰仁村商工業者応援プレミアム付商品券（地域経済活性化応援事業）	P10
No.48	GOTOトラベルキャンペーン事業	P10
No.49	GOTOイートキャンペーン事業	P10
No.50	GOTOイベントキャンペーン事業	P10
No.51	GOTO商店街キャンペーン事業	P10
No.52	おきなわ彩発見キャンペーン（第2弾）	P10
No.53	なきじんウォーカー（地域応援キャンペーン事業）	P11
No.54	おきなわ彩発見キャンペーン（第3弾）	P11

<b>相談窓口</b>	<b>P12</b>
① コロナウイルス関連	P12
1.かかりつけ医がいない方で症状・予防策を相談したい	P12
2.新型コロナウイルスの濃厚接触者になってしまった。	P12
3.新型コロナワクチン接種の目的、接種に向けた国や自治体の準備状況について	P12
4.新型コロナワクチンの接種に便乗したトラブルや悪質商法についての相談	P12
② 健康	P12
5.不安、イライラ、ゆううつ、生活苦や家族関係等のストレスで悩んでいて相談したい	P12
6.子育てや子どもの発達に関して不安、相談したい	P12
7.高齢者に関する生活、健康、介護の相談	P12
③ 生活相談	P12
8.法律や行政のことでの相談したい	P12
9.差別や虐待など、様々な人権問題についての相談	P12
10.村税・国保税等の納付が難しいので相談したい	P12
11.国等の仕事について苦情や相談を行いたい	P12
12.多重債務、架空請求、不当請求などの問題を相談したい	P12
13.生活保護制度について相談・申請したい	P12
14.村営住宅の家賃について支払いが厳しいので相談したい	P13
15.新型コロナウイルス感染症の影響で失業や収入の減少により銀行ローンの返済ができない	P13
④ 雇用問題	P13
16.求職中で就労について相談したい（若年者、高齢者、障がい者）	P13
17.“はたらく”に関する悩みを専門家に相談したい	P13
18.北部の就労支援の相談窓口が知りたい	P13
⑤ 労働問題	P13
19.労働問題を専門の相談員に相談したい	P13
⑥ 子育て・教育	P14
20.教育上の問題や悩みを相談したい	P14
21.仕事と育児の両立のため子育てを助けてほしい	P14
22.児童・生徒就学援助費（要保護・準要保護）	P14
23.今帰仁村育英会・入学準備金・給付型奨学金	P14
24.今帰仁村給付型奨学金	P14
⑦ 寄付	P14
25.新型コロナウイルス感染症に係る公共施設への寄付等	P14
⑧ 公共施設の状況	P15
26.今帰仁村中央公民館	P15
27.今帰仁村歴史文化センター	P15
28.今帰仁村総合運動公園内施設	P15
29.今帰仁村立図書館	P15
30.村内保育園・認定こども園	P15
31.子育て支援センター	P15

32.今帰仁村保健センター	P15
33.今帰仁村コミュニティーセンター	P15
34.乙羽岳森林公園キャンプ場	P15

※ 資料・・・・・・・コロナ感染予防、相談・受診フロー

## 1. すべてのみなさまに

No.	支援策	概要	お問い合わせ先
1	特別定額給付金	<p>家計への支援を行うため、特別定額給付金を給付します。</p> <p>【対象】令和2年4月27日（基準日）に今帰仁村に住民登録されている方</p> <p>【給付額】給付対象者1人当たり10万円</p> <p>【申請期限】8月18日（火）まで</p>	<span style="background-color: red; color: white; padding: 2px;">支付終了</span> 特別給付金室 ☎ 0980-43-7265
2	今帰仁村家計支援対策給付金	<p>家計への支援を行うため、家計支援給付金を給付します。</p> <p>【対象】令和2年9月1日（基準日）に今帰仁村に住民登録されている方</p> <p>【給付額】給付対象者1人当たり5千円</p> <p>【申請期限】12月28日（月）まで</p>	<span style="background-color: red; color: white; padding: 2px;">支付終了</span> 家計支援対策給付金室 ☎ 0980-43-7265

## 2. 子育て世帯やひとり親世帯

3	今帰仁村新生児子育て応援特別定額給付金	<p>特別定額給付金給付事業の対象とならない令和2年4月28日以降に出生した新生児の養育費について経済的な援助を行うため、定額給付金を給付します。</p> <p>【対象】令和2年4月28日～令和3年4月1日までに生まれ、今帰仁村に住民登録されている新生児。新生児の父母が令和2年4月27日から新生児が今帰仁村に住民登録されるまで継続して今帰仁村に住民登録があること</p> <p>【給付額】新生児1人につき5万円、9月2日以降の出生の新生児には5千円を加算</p> <p>【申請期限】令和3年4月30日（金）まで</p>	村役場福祉保健課 児童母子係 ☎ 0980-56-4189 内線 129
4	子育て世帯への臨時特別給付金	<p>子育て世帯の生活を支援するため、臨時特別給付金を給付します。</p> <p>【対象】平成16年4月2日～令和2年3月31日までに生まれた子どもがいる世帯（令和2年3月、4月分児童手当受者）</p> <p>【給付額】対象児童一人当たり1万円</p> <p>【給付】一般受給者は令和2年7月21日（火）に支給済み</p> <p>【申請】公務員受給者は令和2年11月30日（月）までに申請が必要</p>	<span style="background-color: red; color: white; padding: 2px;">一部給付</span> 村役場福祉保健課 児童母子係 ☎ 0980-56-4189 内線 129
5	ひとり親世帯臨時特別給付金	<p>1. 基本給付</p> <p>【対象】次の①～③のいずれかに該当する方</p> <p>①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方</p> <p>②公的年金（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償）などを受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方</p> <p>③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童手当を受給している方と同じ水準となっている方</p> <p>【給付額】1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円</p> <p>2. 追加給付</p> <p>【対象】上記の給付対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方</p> <p>【給付額】1世帯5万円</p>	村役場福祉保健課 児童母子係 ☎ 0980-56-4189 内線 129

## 3. 休業により収入減

6	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金	<p>新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止の措置の影響により、休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、労働者からの申請により新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。</p> <p>【対象】令和2年4月1日～令和3年2月28日までの間に事業主の指示を受けて休業した中小企業の労働者</p> <p>【算定方法】休業前の1日当たりの平均賃金×80%（1日当たり11,000円が上限）×各月の日数－就労した又は労働者の事情で休んだ日数</p> <p>【申請期限】</p> <p>（休業期間が令和2年4月～9月の場合）令和2年12月31日まで</p> <p>（休業期間が令和2年10月～12月の場合）令和3年3月31日まで</p> <p>（休業期間が令和3年1月～2月の場合）令和3年5月31日まで</p>	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金給付係 コールセンター ☎ 0120-221-276  平日 8:30～20:00 土日 8:30～17:15
---	---------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------

## 3. 休業により収入減

No.	支援策	概要	お問い合わせ先
7	■ 小学校等の臨時休業に対応する保護者支援 (フリーランス向け)	<p>【対象】新型コロナウイルス感染症に関する対応として、①又は②の世話をを行うことが必要になった保護者</p> <p>①臨時休業等をした小学校に通う子ども ②新型コロナウイルスに感染した子ども等、小学校等を休むことが適当と認められる子ども</p> <p>【対象要件】</p> <p>①個人で就業する予定であった場合 ②委託契約に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けている等の場合</p> <p>【支給額】就業できなかった日について、1日当たり7,500円（定額）</p> <p>【適用日】令和2年10月1日～令和3年3月31日</p> <p>※春休み・夏休み・冬休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。</p> <p>【申請期間】</p> <p>①仕事ができなかった日が令和2年10月1日～12月31日までの期間分⇒令和3年3月31日まで ②仕事ができなかった日が令和3年1月1日～3月31日までの期間分⇒令和3年6月30日まで</p>	学校休業助成金 支援金、雇用調整助成金  コールセンター ☎ 0120-60-3999 (毎日9:00～21:00)
8	■ 生活保護制度	世帯の収入が国が定める最低生活費を下回っており、世帯主、世帯員の能力、資産を最低生活の維持のために活用してもなお生活に困窮している世帯へ生活保護費を給付します。金額は現在の収入等の環境により変わります。	村役場福祉保健課 介護・高齢者福祉係 ☎ 0980-56-4189 内線 121
9	■ 生活困窮者自立支援事業 (相談対応支援)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で、失業や休業等に伴う収入の減少によって生活が苦しい方を対象に、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要か（住居確保給付金の申請を含む）を相談者と一緒に考え、具体的なプランを作成し寄り添いながら自立に向けた支援を行います。</p> <p>【支援メニューの例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援・就労準備支援（就労に関する助言や就労体験など）</li> <li>・家計改善支援（税金等の滞納や各種給付制度利用の支援）</li> <li>・一時生活支援（住居を失った方へ一定期間の衣食住等の支援）</li> </ul>	沖縄県就職生活支援パーソナルサポートセンター 北部 ☎ 0980-43-0240

## 4. 収入減により家賃が払えない

10	■ 住居確保給付金	<p>家賃相当額（世帯の収入状況に応じて上限あり）を給付します。</p> <p>【対象】</p> <p>離職又は自営業の廃止により経済的に困窮している方又は休業等により収入が減少し、離職等と同等程度の状況にある方で就労能力及び就労意欲がある方のうち、住宅を失っている方又は失うおそれのある方</p> <p>【給付額】単身世帯 月額32,000円以内 2人世帯 月額38,000円以内 3～5人世帯 月額41,000円以内</p> <p>【給付期間】原則3ヶ月、最長9ヶ月</p> <p>※令和2年内に新規申請して受給を開始した方に限り最長12か月まで延長可能</p>	沖縄県就職生活支援パーソナルサポートセンター 北部 ☎ 0980-43-0240
----	-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------

## 5. 感染又は感染の疑いで無給や減給

11	■ 国民健康保険及び後期高齢者医療の傷病手当金	<p>国民健康保険または後期高齢者医療被保険者で、会社等を休み、事業主から十分な給与等を受け取られない方は傷病手当金の給付が受けられる場合があります。</p> <p>【対象】新型コロナウイルスに感染した方、または発熱等の症状があり、感染が疑われる方</p> <p>【給付額】直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×支給対象日数（上限あり）</p> <p>【適用期間】令和2年1月1日から令和3年3月31日の間で、療養のため3日以上休み、仕事をすることができない期間。入院が継続する場合は最長1年6ヶ月まで。</p> <p>【申請期限】就労できなかった日ごとにその翌日から起算して2年以内</p>	村役場福祉保健課 国民健康保険給付係 ☎ 0980-56-4189 内線 125
----	-------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------

## 6. 学業の継続が厳しい

No.	支援策	概 要	お問い合わせ先
12	学生支援緊急給付金	<p>世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、修学の継続が困難になっている学生等に学生支援緊急給付金を給付します。</p> <p>【対象】大学・短期大学・高等専門学校（第4・第5学年及び専攻科）及び専門学校に在学している方</p> <p>【給付額】住民税非課税世帯の学生等 20万円 それ以外の世帯の学生等 10万円</p>	<p>在学している各学校 ※申請期間が終了している学校もあります。</p>

## 7. 医療従事者・介護事業所・障害福祉事務所等に勤務している方

13	新型コロナウイルス感染症対応介護事業所従事者慰労金	<p>新型コロナウイルス感染症が発生または濃厚接触者である利用者に対応した介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員及びそれ以外の職員に対して慰労金を支給する。</p> <p>【対象要件・支給額】</p> <p>①利用者に感染者が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した事業所・施設等に勤務し利用者と接する職員 20万円 ②事業所で勤務し利用者と接する職員（①以外） 5万円</p> <p>【申請期間】令和3年1月31日まで</p>	受付終了
			沖縄県新型コロナ介護慰労金・支援金給付チーム (申請内容に対するお問い合わせ) ☎098-894-8309 平日 9:00~12:00 13:00~17:00 ※土日祝日は除く
14	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（障害分）	<p>新型コロナウイルス感染症が発生した又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務する職員に対し慰労金(20万円)を支給します。それ以外の施設・事業所に勤務し、利用者との接触を伴うサービスに携わる職員に対し慰労金(5万円)を支給します。</p> <p>【対象要件・支給額】</p> <p>①利用者に感染者が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した事業所・施設等に勤務し利用者と接する職員 20万円 ②事業所で勤務し利用者と接する職員（①以外） 5万円</p> <p>【申請期間】令和3年1月31日まで</p>	受付終了
			沖縄県 障害福祉課 ☎098-866-2190 (平日9:00~17:00)
15	新型コロナウイルス感染症対応救護施設従事者慰労金	<p>新型コロナウイルス感染症が発生した又は濃厚接触に対応した施設・事業所に勤務する職員に対して慰労金（20万円）を支給します。それ以外の救護施設に勤務し、利用者との接触を伴うサービスに携わる職員に対して慰労金(5万円)を支給します。</p> <p>【対象要件・支給額】</p> <p>①利用者に感染者が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した救護施設に勤務し利用者と接する職員 20万円 ②救護施設で勤務し利用者と接する職員（①以外） 5万円</p> <p>【申請期間】令和2年10月8日～令和2年12月31日まで</p>	受付終了
			沖縄県 保護・救護課 ☎098-866-2428 (平日9:00~17:00)
16	新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（医療分）	<p>新型コロナウイルス感染症患者が拡大する困難な状況下で、従事した医療施設等職員に対して慰労金を給付します。</p> <p>【対象要件・支給額】</p> <p>都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員であって</p> <p>①実際に感染症患者に診察等を行った医療機関である場合 20万円 ②①以外の場合 10万円 ③その他病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所に勤務し患者と接する医療従事者や職員 5万円</p> <p>【申請期限】令和3年2月28日まで</p>	受付終了
			沖縄県 地域保健課 ☎098-866-2215 (平日9:00~17:00)

## 8. その他

No.	支援策	概 要	お問い合わせ先
17	<span style="color: green; border: 1px solid green; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">村</span> <b>今帰仁村特別定額見舞金事業</b>	<p>特別定額給付金給付の受給資格を持ちながら、自ら申請することができずにお亡くなりになられた単身世帯の世帯主の法定相続人であり本村に住民登録されている方に対して、見舞金を給付します。</p> <p>1.給付要件 以下の①②の全てを満たす者 ①本村の特別定額給付金該当者 ②8月18日までに自ら申請することなくお亡くなりになられた単身世帯の世帯主 【受給対象者】給付要件を満たす故人の法定相続人で本村に住民登録のある方 ※要件を満たす相続人が複数いる場合は、当事者間で協議し、代表者を決めていただく。 【給付額】受給対象者（相続人代表者）に5万円 【申請期限】令和2年10月1日～令和3年3月31日まで</p>	家計支援対策給付金室 役場福祉保健課 福祉係 ☎0980-56-4189 (内線123)

## 9. 税金や保険税等が払えない

No.	支援策	概要	お問い合わせ先
18	國 県 村 徴収猶予の「特例制度」  受付終了	<p>税金の支払いが難しい場合は、無担保かつ延滞金なしで1年間、村税・国民健康保険税のほか国税、県税徴収（※）の猶予が受けられる場合があります。</p> <p>【対象】収入が前年同期比で概ね20%以上減少し、税金が払えない方 【手続き】徴収猶予を受けようとする場合、申請書や必要書類の提出が必要です。</p> <p>【特例の特徴】1年間徴収を猶予、担保提供は不要、延滞金は免除。 【対象税や保険料等】令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する税金や保険料等。 【申請期限】対象税等の期別の納期限まで（最終は令和3年2月1日まで） ※ 国税・県税の猶予に関しては、それぞれ国税事務所フリーダイヤル又は県税事務所にお問い合わせください。</p>	<p>【村税】 住民課 収納係 ☎ 0980-56-2102</p> <p>【国保税】 福祉保健課財政健全化係 ☎ 0980-56-4189</p> <p>【国税】 国税事務所 フリーダイヤル ☎ 0120-826-167</p> <p>【県税】 名護県税事務所 ☎ 0980-52-5138</p>
19	村 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免  納付が困難かどうかに關わらず、要件に該当したら全額免除	<p>【全額免除対象】新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯 【減額または免除になる対象】 新型コロナ感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入の減少が見込まれ、下記の要件に全て該当する世帯</p> <p>①収入が前年より3割以上減った方 ②前年の合計所得が1,000万円以下 ③減少することが見込まれる所得以外の前年所得の合計額が400万円以下 【申請期限】令和3年3月31日まで</p>	<p>【国保税】 福祉保健課 国保・後期医療係 ☎ 0980-56-4189</p>
20	村 後期高齢者医療保険料の徴収猶予	<p>被災による著しい損害、収入の著しい減少、事業の休廃止や失業、農作物の不作等により、後期高齢者医療保険料の納付が困難と認められた場合、保険料の全額又は一部（納付することができないと認められる金額を限度とする）の徴収を6ヶ月間猶予します。</p> <p>【猶予期間】最長6ヶ月間 【猶予限度額】全部又は一部（納付することができない金額） 【手続き】徴収猶予申請書に必要事項を記載し、徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して提出してください。</p>	<p>【国保税】 福祉保健課 国保・後期医療係 ☎ 0980-56-4189</p>
21	村 介護保険料の減免	<p>【全額免除対象】主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯 【所得金額により減免になる対象】 主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入の減少が見込まれ、下記の要件に全て該当する世帯</p> <p>①所得が前年より3割以上減った方 ②減少することが見込まれる所得以外の前年所得の合計額が400万円以下である世帯 【申請期限】令和3年3月22日まで</p>	<p>【国保税】 福祉保健課 介護・高齢者福祉係（包括支援センター） ☎ 0980-56-4189 内線 121</p>
22	村 介護保険料の徴収猶予	<p>今帰仁村に住所がある65歳以上の方を対象に被災による著しい損害、収入の著しい減少、事業の休廃止や失業、農作物の不作等により、介護保険料の納付が困難と認められた場合、保険料の全額又は一部（納付することができないと認められる金額を限度とする。）の徴収を最長6ヶ月間猶予します。</p>	<p>【国保税】 福祉保健課 介護・高齢者福祉係（包括支援センター） ☎ 0980-56-4189 内線 121</p>
23	村 今帰仁村育英資金の返還猶予及び返還計画の見直し	<p>新型コロナウイルス感染症及び感染症対策の影響による経済状況の変化により、育英資金の返還が困難になった方等のために、返還猶予及び返還計画の見直しに対応します。</p> <p>【対象】新型コロナウイルス感染症及び感染症対策の影響による経済状況の変化により、育英資金の返還が困難になった方 【猶予期間】猶予を希望する月から1年内の期間（事由が継続する場合は再申請が可能）</p>	<p>今帰仁村育英会事務局（今帰仁村教育委員会 学校教育課内） ☎ 098-056-2645</p>

## 9. 税金や保険税等が払えない

No.	支援策	概要	お問い合わせ先
24	 村営住宅の家賃等の減免・徴収猶予	村営住宅にお住まいの方で新型コロナウイルス感染症の影響等を含め、病気・失業・災害などにより収入が著しく減少した場合、現在の家賃を一定期間下げることができます。 【対象者】コロナの影響で世帯収入が著しく減少した世帯等 【適用期間】申請が受理された翌月から適用、減免期間については事情を考慮し決定します。	村役場総務課 行政係 ☎ 0980-56-2101
25	 公共料金等の猶予（電気料金・ガス料金等の支払い）	新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、電気料金の支払い期限を延長する特別措置を実施しています。詳しくは右記へお問い合わせください。 ・ガス料金の支払いについては、契約会社へお問い合わせください。	沖縄電力（株）コールセンター ☎ 0120-586-391 ※ ガス事業者問合せ先一覧を確認
26	 国民年金保険料の免除	収入の減少や失業、事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方など一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合、一定の要件に該当する方は、国民年金保険料の免除や納付の猶予を受けることができます。	日本年金機構 名護年金事務所 ☎ 0980-52-2522
27	 国民年金保険料の学生納付特例	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失等が生じて所得が学生納付特例基準相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込み額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料学生納付特例申請が可能になります。	日本年金機構 名護年金事務所 ☎ 0980-52-2522
28	 国の高等教育修学支援制度（授業料等免除・減額、給付型奨学金の支給）	新型コロナウイルス感染症の影響で、生計維持者である父母等の失職、倒産や災害等により家計が急変した家庭の授業料を減免、給付型奨学金の支援を行います。 【対象】新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した学生等で、国の高等教育修学支援制度対象の大学等に在学している方 【申請期間】随時（急変事由の発生後3ヶ月以内に申し込み）	（独）日本学生支援機構 奨学金相談センター ☎ 0570-666-301 ※ 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口
29	 自然災害による被災者の債務整理	新型コロナウイルス感染症の影響をうけ、自己破産などの法的整理の要件に該当することとなった個人・個人事業主の特定調停手続きを活用した債務整理を行い、自助努力による生活や事業の再建を支援するため特則が制定されました。 【特則内容】住宅ローン、カードローン等のその他の債務をかかえる個人・個人事業主について住宅を手放すことなく住宅ローン以外の債務の免除・減額を申し出ることが可能。（一定の要件を満たす必要あり） 【申込】ローンの借入先の金融機関等	※ローン借入先の金融機関等へご連絡ください。

## 10. 収入減(アルバイト含む)によりお金を借りたい

No.	支援策	概要	お問い合わせ先
30	 <b>生活福祉資金特例貸付(緊急小口資金)(総合支援資金)</b> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; width: fit-content;">           要件に該当したら学生も借入可能(未成年で未婚の方は親権者又は後見人の同意が必要)         </div>	<p>【緊急小口資金】今帰仁村に住所登録をされている方。若しくはお住まいの方で、近日中に住所を今帰仁村にうつされる方で新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、収入が減少・無くなった方、無職になった方 貸付額：<b>1世帯20万円以内（1回限り）</b> 据置期間：1年以内 返済期間：<b>据置期間経過後2年以内</b> 申込期限：<b>令和3年3月31日まで</b></p> <p>【総合支援資金】今帰仁村に住所登録をされている方で新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、収入が減少・無くなった方、無職になった方 貸付額：単身世帯 月15万円以内、複数世帯 月20万円以内 据置期間：1年以内 返済期間：<b>据置期間後10年以内</b> 貸付期間：<b>毎月貸付を3ヶ月以内（利用延長1回まで）</b> 申込期限：<b>令和3年3月31日まで</b></p>	今帰仁村社会福祉協議会 ☎ 098-056-4742

## 11. 子育て・教育支援

No.	支援策	概要	お問い合わせ先
31	新型コロナウイルス感染症流行下妊産婦支援事業	<p>①ウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い型支援を実施します。            【対象】新型コロナの感染が確認され、健康面や出産後の育児などに不安を感じ支援を希望する妊産婦。            【支援内容】助産師による自宅訪問、☎による相談支援            【申請期間】令和2年8月～令和3年3月(予定)</p> <p>②不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査を実施します。            【対象】検査を希望する分娩前の無症状の妊婦            【支援内容】不安を抱える妊婦への分娩前のウイルス検査            【対象要件】下記のすべてに当てはまる妊婦            • 分娩予定日がおおむね2週間以内である者            • 発熱など疑う症状のない者            • かかりつけ医から擬陽性の場合のリスク（母子分離、帝王切開もありうる等）の説明を受け承し希望する者            【申請期間】令和2年8月～令和3年3月（予定）</p>	沖縄県 地域保健課 ☎098-866-2215
32	養育支援訪問事業	乳児全戸訪問事業や出産前から養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して、3ヶ月後前後の期間、子育て経験者等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等の育児支援と家事に関する支援等を行います。当該家庭へ訪問する養育訪問支援員や支援対象者へ、新型コロナウイルス感染症予防の取組として、マスクや消毒液など衛生面を配慮し実施します。	【村保健センター】 母子保健係 ☎0980-56-1234
33	沖縄県教育支援体制整備事業	村立認定こども園において、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスク、消毒液、加湿器、体温計等を購入します。	【村教育委員会】 幼保連携室 ☎0980-56-2645
34	学校保健特別対策事業	村立小中学校において、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスク、消毒液、加湿器、体温計等を購入します。	【村教育委員会】 学校教育課 施設係 ☎0980-56-2647
35	学校教育活動再開支援事業	村内小中学校における学校教育活動再開支援として、新型コロナウイルス感染症対策に係る大型送風機を購入します。	【村教育委員会】 学校教育課 施設係 ☎0980-56-2647
36	子ども・子育て支援事業の継続について	保育料及び主食費、副食費、子供医療費の無償化（子ども・子育て支援事業）については、継続して取り組みます。 【こども医療費】福祉保健課 母子保健係 【保育料】幼保連携室 保育所 幼稚園係	【村保健センター】 母子保健係 ☎0980-56-1234 【村教育委員会】 幼保連携室 保育所・幼稚園係 ☎0980-56-2647
37	GIGAスクールネットワーク整備事業	村内全小学校・中学校へICT環境・情報ネットワーク利用環境を整備し、学校教育に係る情報システムの構築、その他情報通信技術の活用を図ります。	【村教育委員会】 学校教育課 施設係 ☎0980-56-2647
38	GIGAスクール情報機器整備事業	村内全小学校・中学校の児童、生徒及び指導者へ1人1台の情報機器(PC)を整備します。	【村教育委員会】 学校教育課 施設係 ☎0980-56-2647
39	GIGAスクール構想推進事業(wi-Fiルーター・ソーター配置)	ICTの活用により子供たちの学べる環境を整備するため、GIGAスクールサポートを任用し、ICTの活用を支援します。また、生活困窮世帯の児童生徒や中学校三年生を対象に学校休業時の学習をサポートするため、wi-Fiルーターの貸し出しと通信費の補助を行います。	【村教育委員会】 学校教育課 施設係 ☎0980-56-2647

## 12. 感染症対策等

No.	支援策	概 要	お問い合わせ先
40	 保健事業における感染予防対策事業	妊婦への国が一括購入した令和2年10月分までのマスクの送付や健康診査に係る健診従事者のマスク等の確保、検診時や健康相談において使用する体温測定器の購入などを行います。	【村保健センター】 母子保健・健康増進係 ☎0980-56-1234
41	 感染防護衣等購入事業	感染者等に対応する職員の感染防止及び役場内からの2次感染を防ぎ、村民の安心安全を守ります。	村役場 総務課 防災担当 ☎0980-56-2101
42	 テレワーク環境整備事業（村職員）	在宅勤務を行う村職員に対しツールの導入、グループウエアの強化やツール導入等研修等を図り、在宅勤務の環境整備を図ります。	村役場 総務課 電算当 ☎0980-56-2101
43	 避難所感染症対応物資整備事業	災害時の避難所において使用するマスク、アルコール消毒液、非接触型体温計、パーテーション等を備蓄することにより、避難所における感染リスクの低減を図ります。	村役場 総務課 防災担当 ☎0980-56-2101
44	 今帰仁村新型インフルエンザ感染症防止事業	インフルエンザの予防接種を促進することで、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクの軽減と地域医療機関の負担の軽減を図る。ワクチン接種費用の一部助成を行います。 【対象者】今帰仁村に住所登録のある生後6か月以上の方 【接種期間】令和2年10月1日～令和3年1月31日まで 【個人負担金】2,000円 ※生活保護世帯は、個人負担金なし	【村保健センター】 母子保健・健康増進係 ☎0980-56-1234
45	 救急車両の新型コロナウイルス感染防止対策事業	新型コロナウイルスに感染防止対策として、救急車両等で使用可能なガス式ウイルス除染装置等を整備し、救急業務中の消防隊員の感染防止及び消防署内からの2次感染を防ぎ、安全な救急搬送体制の構築を図り、村民の安全安心を守ります。 【事業概要】救急車両の感染防止対策 オゾン式除染装置等の整備等	【本部町・今帰仁村消防組合】 消防本部 ☎0980-47-①1⑦9 今帰仁分遣所 ☎0980-56-2151

## 13. サービス等

No.	支援策	概 要	お問い合わせ先
46	 超高速通信サービス整備事業	超高速ブロードバンド環境未整備地域の解消のため、国の高度無線環境整備推進事業を活用し、光ファイバーを整備する民間通信事業者に対し、村が整備費用を補助し、村内全域への光ファイバー網を整備します。 【対象地域】古宇利島地域	村役場 総務課 電算担当 ☎0980-56-2101
47	 今帰仁村商工業者応援プレミアム付商品券（地域経済活性化応援事業）	新型コロナウイルス感染症で落ち込んだ地域経済の活性化を図るために、村内店舗等（商品券取扱いの登録店舗）で利用できるプレミアム付き商品券を販売します。 【プレミアム付き商品券】 ・販売価格2,000円 プレミア率50% ・1冊500円×6枚の商品券を1人5冊まで購入できます。 【販売期間】令和2年10月1日～令和2年12月28日まで 【有効期限】令和3年2月14日(日)まで	【販売】 村商工会 月～金（祝日除く） 9:00～16:00 ☎0980-56-4474 今帰仁の駅それ 火～金（月曜日休み） ☎0980-56-4940
48	 GOTOトラベルキャンペーン事業  <span style="background-color: yellow; padding: 2px;">停止中</span>	国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の1/2相当額を支援します。上限額は1人1泊20,000円、日帰りは1人1万円。 支援額の内、7割は旅行代金の割引に、3割は旅行先で使える地域共通クーポンとして付与します。連泊制限や利用回数の制限はありません。 【利用期間】 ①宿泊を伴う ～令和3年2月1日まで ②日帰り ～令和3年1月31日まで ③修学旅行 ～令和3年3月15日まで	一般利用者向け ☎03-3548-0525 関係事業者向け ☎03-3548-0525 (平日9:30～17:00)
49	 GOTOイートキャンペーン事業  <span style="background-color: yellow; padding: 2px;">停止中</span>	「GOTOイートキャンペーン」は、感染予防策に取り組みながら頑張っている飲食店を応援し、食材を提供する農林漁業者を応援することを目的にしています。支援内容は次の①②で併用はできません。 ①登録飲食店で使えるプレミアム付き食事券（購入額の25%を上乗せ）を発行します。 ②オンライン飲食予約サイト経由で、期間中に飲食店を予約・来店した消費者に対し、次回に飲食店で使えるポイントを付与します。（最大1人当たり1,000円分）	GOTOEATキャンペーン コールセンター ☎0570-029-200 (毎日10:00～17:00) ※ただし12月29日～1月3日は除く
50	 GOTOイベントキャンペーン事業  <span style="background-color: yellow; padding: 2px;">停止中</span>	チケット販売業者などを経由して、期間中のイベントやエンターテインメントのチケットを購入した方に、チケット料金の2割相当の割引またはクーポン等を付与することで、イベントやエンターテインメント業の需要を喚起することを目的とするキャンペーンです。 【対象】新型コロナウイルス感染症により影響を受けたスポーツや文化芸術に関するイベントであり、国内で不特定かつ多数を対象に有償で行われるもの。 【主な支援内容】 ①チケット代金の割引 ②会場等での物販で利用できるクーポン券の付与 ③別のイベントやエンターテインメントのチケット購入のみに利用できるポイント等の付与	経済産業省 商務情報政策局 商務・サービスグループ 官民一体型需要喚起推進室 juyoukanki-campaign@meti.go.jp ※詳細は委託先決定次第
51	 GOTO商店街キャンペーン事業  <span style="background-color: yellow; padding: 2px;">停止中</span>	商店街への誘客や、商店街等での購買に繋がるイベントなどの取組を支援することにより、商店街等のにぎわい回復を図ることを目的としたキャンペーンです。 【対象】中小小売業やサービス業のグループ等（商店街・飲食店街・温泉組合・テナント会等） 【主な支援内容】「イベント資金、ノウハウ、人材派遣等による支援、イベント等の広報」等の取組に上限300万円を支給	経済産業省 中小企業庁 経営支援部商業課 chuki-syogyo@meti.go.jp ※詳細は委託先決定次第
52	 沖縄彩発見キャンペーン（第2弾）	沖縄県では、新型コロナウイルス感染症拡大により落ち込んだ旅行需要の早期回復を図るために、旅行商品代金に対して県が最大10,000円の補助を行い、県民の県内旅行需要喚起を図る「おきなわ彩発見キャンペーン」を実施しています。 【旅行対象者】沖縄県内に住所を有する者（在留外国人を含む） 【利用期間】令和2年7月10日～8月31日チェックアウト分	「沖縄彩発見」ツアーブラン等を取り扱っている旅行会社等へ直接お問い合わせください。

## 13. サービス等

No.	支援策	概 要	お問い合わせ先
53	 <b>なきじんウォーカー (地域応援キャンペーン事業)</b>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受ける村内宿泊業者の経済的影響の緩和や早期回復を図るため、村民が楽しみながら村の良さを村外の人にも伝えてもらうことが目的。旅行商品代金に対して村が最大10,000円の補助を行い、今帰仁村のPR発信者となって頂く。「今帰仁村の魅力再発見！なきじんウォーカー」を実施しています。</p> <p>【旅行対象者】今帰仁村内に住所を有する方（在留外国人を含む）</p> <p>【補助内容】世帯単位で1回のみ利用可</p> <p>①単身世帯：宿泊料金に対し上限1万円</p> <p>②2人以上世帯：2人までは、1人につき上限1万円 ※3人目以降は1人につき上限5千円</p> <p>【利用期間】令和2年12月7日～令和3年2月7日に宿泊の方</p>	<b>今帰仁村観光協会</b> ☎ 0980-56-1057 <span style="background-color: red; color: white; padding: 2px;">受付終了</span>
54	 <b>沖縄彩発見キャンペーン (第3弾)</b>	<p>GOTOキャンペーンの全国における一時停止や1都3県における緊急事態宣言により、本県のリーディング産業である観光産業はかき入れ時を逸した上に、さらに追い打ちをかけられた厳しい状態が続いています。Withコロナ時代においても感染対策をした上で経済対策も重要だと考えており、県内の感染状況を踏まえつつ域内需要喚起を図る観点から県民を対象とした「おきなわ彩発見キャンペーン」第3弾を実施します。</p> <p>【旅行対象者】沖縄県内に住所を有する者（在留外国人を含む）</p> <p>【利用期間】令和3年3月10日～令和3年4月30日までの宿泊分</p>	「沖縄彩発見」ツアープラン等を取り扱っている旅行会社等へ直接お問い合わせください。

## 相談窓口

今帰仁村コロナ禍村民活動対策支援室

☎ 0980-43-7276

## ① 新型コロナウイルス関連

No.	相談内容	相談窓口	設置場所
1	かかりつけ医がない方で 症状・予防策を相談したい	新型コロナコールセンター ☎ 098-866-2129 (24時間対応)	電話相談のみ開設
2	新型コロナの濃厚接触者になってしまった	北部保健所 帰国者・接触者相談センター ☎ 0980-52-5219	電話相談のみ開設
3	新型コロナウイルスワクチン接種の目的、接種に向けた国や自治体の準備状況について	厚生労働省 新型コロナワクチンコールセンター ☎ 0120-761770 (9:00~21:00土日祝日も実施)	電話相談のみ開設
4	新型コロナウイルスワクチン接種に便乗したトラブルや悪質商法についての相談	国民生活センター 新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン ☎ 0120-797-188 (10:00~16:00土日祝日も実施)	電話相談のみ開設

## ② 健康

No.	相談内容	相談窓口	設置場所
5	不安、イライラ、ゆううつ、 生活苦や家族関係などの ストレスで悩んでいて相談したい	健康相談会 毎週月曜日 午前9:00~11:30 ※ここでの健康相談会 臨床心理士の専門相談があります。(要予約) ☎ 0980-56-1234	今帰仁村保健センター
6	子育てや子どもの発達に関して 不安、相談したい	随時相談受付 土日祝日除く 8:30~17:15 ☎ 0980-56-1234	今帰仁村子ども包括支援センター
7	高齢者に関する生活、健康、 介護の相談	随時相談受付 土日祝日除く 8:30~17:15 ☎ 0980-51-5744	今帰仁村地域包括支援センター

## ③ 生活相談

No.	相談内容	相談窓口	設置場所
8	法律や行政のことでの相談したい	無料法律・行政相談 総務課行政係 電話098-056-2101 奇数月の水曜日 午前10時~午後3時 (受付:午後2時まで)	村コミセン2階 団体室
9	差別や虐待など、様々な人権問題についての相談	無料人権相談 総務課行政係 電話098-056-2101 6月は第一水曜日 1月、3月は第三水曜日 午前10時~午後3時 (受付:午後2時まで)	村コミセン1階 研修室A
10	村税・国保税等の納付が難しいので相談したい	毎週木曜日 17:30~20:00 住民課収納係・福祉保健課財政健全化対策係 ☎ 098-056-2101 内線132/141/142	役場1階納税相談室
11	国等の仕事について苦情や相談を行いたい	行政苦情110番 ☎ 0570-090-110 (沖縄行政評価事務所)	電話相談のみ

## 相談窓口

今帰仁村コロナ禍村民活動対策支援室

☎ 0980-43-7276

## ③ 生活相談

12	多重債務、架空請求、不当請求などの問題を相談したい	無料消費生活相談 毎週月・火・木曜日 10:00~16:00	☎ 0980-53-7518	名護市産業支援センター3階
13	生活保護制度について相談・申請したい	福祉保健課 介護・高齢者福祉係	☎ 0980-56-4189 内線121	今帰仁村役場 福祉保健課
14	村営住宅の家賃について支払いが厳しいので相談したい	総務課行政係	☎ 0980-56-2101 内線203	今帰仁村役場 総務課
15	新型コロナウイルス感染症の影響で失業や収入の減少により銀行ローンの返済ができない。	一定要件を満たせば、特則により、住宅ローン以外の債務の免除・減額申出が可能		ローン借入先の金融機関

## ④ 雇用相談

No.	相談内容	相談窓口		設置場所
16	求職中で就労について相談したい(若年者、高齢者、障がい者)	地域若者サポートステーションなご (出張相談) 毎月第1金曜日 14:00~16:00	☎ 0980-54-8600	名護市役所西棟1階 守衛室
17	“はたらく”に関する悩みを専門家に相談したい	グッジョブ相談 ステーション	☎ 098-941-2044	電話相談のみ
18	北部の就労支援の相談窓口が知りたい	地域若者サポートステーションなご 相談日：月～金 10:00~17:00	☎ 0980-54-8600	地域若者サポートステーションなご 名護市城2-12-3 渡具知ビル1階
		北部雇用能力開発総合センター 相談日：月～金 8:45~17:00	☎ 0980-55-2605	沖縄北部雇用能力開発総合センター 名護市豊原224-3 (名護マルチメディア館隣)

## ⑤ 労働問題

No.	相談内容	相談窓口		設置場所
19	労働問題を専門の相談員に相談したい	名護総合労働相談コーナー	☎ 0980-52-2691	名護地方合同庁舎 1階 労働基準監督署内 名護市宮里452-3
		沖縄県労働相談窓口	☎ 0120-610-223 (9:00~17:00まで)	電話開設のみ

## 相談窓口

今帰仁村コロナ禍村民活動支援室

☎ 0980-43-7276

### ⑥ 子育て・教育

No.	相談内容	相談窓口	設置場所
20	教育上の問題や悩みを相談したい	教育相談 月～金（祝祭日は除く） 9:00～17:00	☎ 0980-56-2645 今帰仁村教育委員会 相談室 (村中央公民館内)
21	仕事と育児の両立のため 子育てを助けてほしい	ファミリーサポート センター	☎ 0980-43-7540 名護市大中三丁目9番 1号 官公労2階
22	児童・生徒就学援助費 (要保護・準要保護)	教育委員会 学校教育課 学務係	☎ 0980-54-8600 今帰仁村教育委員会 学校教育課 (村中央公民館内)
23	今帰仁村育英会・入学準備金 ・給付型奨学金	教育委員会 学校教育課 学校教育係	☎ 0980-56-2645 今帰仁村教育委員会 学校教育課 (村中央公民館内)
24	今帰仁村給付型奨学金	教育委員会 学校教育課 施設係	☎ 0980-56-2645 今帰仁村教育委員会 学校教育課 (村中央公民館内)

### ⑦ 寄付

No.	相談内容	相談窓口	設置場所
25	新型コロナウイルス感染症に 係る公共施設への寄付等	マスク等の寄付 企画財政課 企画係	☎ 0980-56-2101 内線 207 今帰仁村役場2階
		缶詰などの長期保存の 利く食品 社会福祉協議会	☎ 0980-56-4742 今帰仁村 社会福祉協議会 今帰仁村字天底62 番地

## 相談窓口

今帰仁村コロナ禍村民活動支援室

☎ 0980-43-7276

## ⑧ 公共施設の状況

No.	施設名	開館状況等	連絡先	所管
26	今帰仁村中央公民館	開館 ※緊急事態宣言発令時は 利用時間は、午後8時まで	☎ 0980-56-2645	今帰仁村教育委員会 (村中央公民館)
27	今帰仁村歴史文化センター	開館	☎ 098-56-5767	今帰仁村教育委員会 社会教育課 (今帰仁村文化 センター)
28	今帰仁村総合運動公園内施設 (村営体育館・プール・テニス コート・ホッケー場・サブグラン ド・グランドゴルフ場)	開館 ※緊急事態宣言発令時は 利用時間は、午後8時まで ・村営プールは午後7時まで	☎ 0980-56-5955	今帰仁村教育委員会 社会教育課 今帰仁村総合運動公園 (指定管理者ナスク)
29	今帰仁村立図書館	休館	☎ 0980-56-3898	今帰仁村教育委員会 社会教育課 (村立図書館) 今帰仁村字天底62 番地
30	村内保育園・認定こども園	開所・開園	☎ 0980-56-2645	今帰仁村教育委員会 幼保連携室 (村中央公民館内)
31	子育て支援センター	開所	☎ 0980-56-1181	今帰仁村教育委員会 幼保連携室 (認定こども園みら い内)
32	今帰仁村保健センター	開館	☎ 0980-56-1234	今帰仁村役場 福祉保健課 (村保健センター) 今帰仁村字玉城 163-2番地
33	今帰仁村コミュニティーセンター	通常どおり開所	☎ 0980-56-1112	今帰仁村役場 総務課 (村中央公民館隣)
34	乙羽岳森林公园キャンプ場	通常どおり	☎ 0980-56-1250	今帰仁村役場 経済課 (指定管理者ソーラ ス)

# ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～

(一般社団法人日本環境感染学会とりまとめを一部改変) 令和2年3月1日版

## 部屋を分けましょう

- ◆ **個室にしましょう。** 食事や寝るときも別室としてください。
  - ・子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお薦めします。
  - ・寝るときは頭の位置を互い違いになるようにしましょう。
- ◆ **ご本人は極力部屋から出ないようにしましょう。**  
トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限にしましょう。

## 感染者のお世話はできるだけ限られた方で。

- ◆ 心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

## マスクをつけましょう

- ◆ **使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。**
- ◆ **マスクの表面には触れないようにしてください。** マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。
- ◆ **マスクを外した後は必ず石鹼で手を洗いましょう。**  
(アルコール手指消毒剤でも可)

※マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換。

※マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。

## こまめに手を洗いましょう

- ◆ **こまめに石鹼で手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。** 洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。



## 換気をしましょう

- ◆ 定期的に換気してください。共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気しましょう。

## 手で触れる共有部分を消毒しましょう

- ◆ 共用部分（ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵など）は、**薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた**後、水拭きしましょう。
  - ・物に付着したウイルスはしばらく生存します。
  - ・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください（目安となる濃度は0.05%です（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mlです。））。
- ◆ トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒しましょう。
  - ・タオル、衣類、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。
  - ・感染者の使用したもの分けて洗う必要はありません。
- ◆ 洗浄前のものを共用しないようにしてください。
  - ・特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどでは共用しないように注意しましょう。

## 汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう

- ◆ 体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。
  - ・糞便からウイルスが検出されることがあります。

## ゴミは密閉して捨てましょう

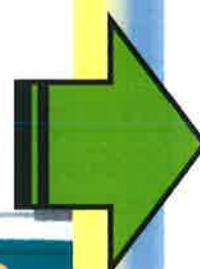
- ◆ 鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。その後は直ちに石鹼で手を洗いましょう。

- ご本人は外出を避けて下さい。
- ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。

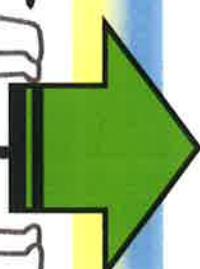
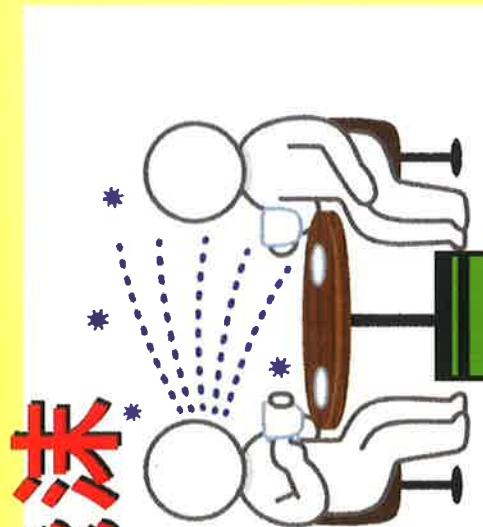
## 新型コロナウイルスの感染経路とその回避策

**接触、飛沫、マイクロ飛沫**により、**感染する**おそれがあります。  
感染リスクを回避する感染防止対策を徹底しましょう！

### 接觸



### 飛沫



### マイクロ飛沫



ウイルスが付着した場所に触れた手で、  
自分の口や鼻に触れる  
感染防止策→こまめな手洗い・手指消毒

感染者者が咳・くしゃみ・発声等で飛ばした飛沫を吸い込む  
感染防止策→マスク着用・距離確保  
ウイルスを吸引する  
感染防止策→換気・距離確保

# 新型コロナウイルス感染症 相談・受診フロー（一般の方向け）

症状のある方	発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさがある方
接触者等	陽性の方と接触のあった方。接触確認アプリCOCOAで通知のあった方等。症状の有無は問いません。



受診すべきか  
わからぬい  
受診方法が  
わからぬい

098-866-2129

受診・検査希望あり  
(診療所または検査協力医療機関を紹介)

緊急性が高い  
↓  
救急外来

できるだけ事前に電話をして、  
受診方法を確認する。

検査協力医療機関

診療所  
※診察のみ

医師が検査必要と判断

検体採取センター

※北部、浦添、那覇市・南部に設置（宮古、八重山は設置なし）  
※中部は、中部地区医師会がホームページの問診サイトで検査協力医療機関を紹介

- 緊急性の高い症状-
  - 【表情・外見】
    - ・顔色が明らかに悪い※
    - ・唇が紫色になっている
    - ・いつもと違う、様子がおかしい
    - 【息苦しさ等】
      - ・息が荒くなつた（呼吸数が多くなつた）
      - ・急に息苦しくなつた
      - ・生活をしていて少し動くと息苦しい
      - ・胸の痛みがある
      - ・横になれない。
      - ・座らないと息ができない
      - ・肩で息をしている
      - ・ゼーゼーしている
      - 【意識障害など】
        - ・ほんやりしている（反応が弱い）※
        - ・もううととしている（返事がない）※
        - ・脈がとぶ脈のリズムが乱れる感じがする

陰性

検査実施機関

陽性

診療所等で診療継続

入院（感染症指定医療機関・協力医療機関）

※陽性者は原則入院だが、地域の状況に応じて宿泊療養・自宅療養となる場合がある

# 新型コロナウイルス感染症・受診・相談・受診フロー（濃厚接触者向け）

## 保健所から 濃厚接触者と 特定された方

保健所の調査の結果、患者の発症日の2日前から以下のいずれかに該当する接觸があつた方が濃厚接触者の対象になります。

1. 患者と同居あるいは長時間の接觸があつた者
2. 適切な感染防護なしに患者を診察、看護もしくは介護していた者
3. 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
4. 手が触れることのできる距離（約1m）で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上接觸があつた者

保健所が濃厚接觸者に連絡し、受診先を案内  
(案内した以降は濃厚接觸者から保健所に連絡・相談)

症状の程度や地域の実情に合わせて受診先を調整

緊急性が高い



救急外来

※受診する前や検査結果が出る前に  
容体が悪化した場合は、保健所に  
相談または救急外来を受診してください。

感染症指定医療機関

協力医療機関

検査協力医療機関

検体採取センター

※北部、浦添、那覇市・南部に設置（宮古、八重山は設置なし）  
※中部は、中部地区医師会がホームページの問診サイトで検査協力医療機関を紹介

陰性

検査実施機関

陽性

入院（感染症指定医療機関・協力医療機関）

宿泊療養・自宅療養

※陽性者は原則入院だが、地域の状況に応じて宿泊療養・自宅療養となる場合がある

患者との最終接觸日から14日間は、濃厚接觸者のまま健康観察を継続。健康観察中に発熱等の症状が出現した場合は、保健所に連絡し再検査。何も症状がみられなければ、再検査はなし。